

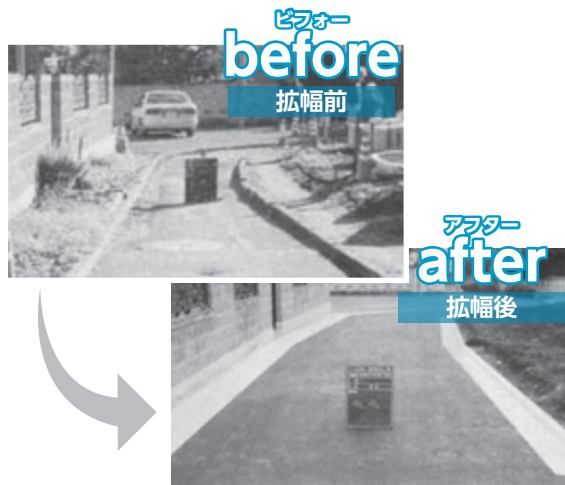
狭い道路を広げて もっと快適な毎日を

ID 1005902

ご協力ください 狭い道路拡幅整備

皆さんの住んでいる地域に狭い道路はありませんか。
市では、市民の皆さんが住宅新築などの際に、道路を整備して安心して暮らせるまちづくりを進めています。

☎建築指導課☎(632)2557



「狭い道路」のココが問題

- 1 非常時に消防車や救急車が通れない
- 2 日当たり・風通しなど生活環境に悪影響
- 3 日ごろの交通が不便

＼そこで本市では/
住宅などを建築する際に狭い道路を広げ安心して暮らせるまちづくりを進めています

狭い道路拡幅整備

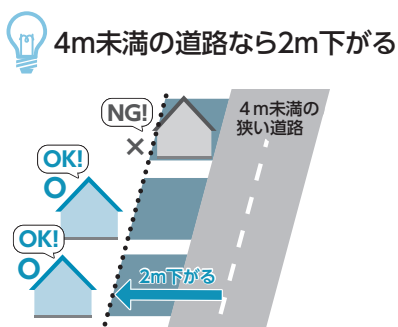
建築主や土地所有者から、後退した部分(後退用地)を寄付または貸借していただき、市が整備して道路を広げています。

こんな場合どうなる？ みんなのギモン

Q 狭い道路の前には家を建てられないの？

建築基準法により、建物を建てるには、幅4m以上の道路に接している必要があります。

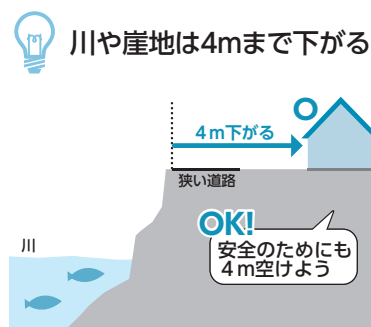
ただし、4m未満の道路でも、道路の中心線から2m後退すれば建築ができます(※1~3)。



Q 川沿いや崖地の土地ではどうなるの？

幅4m未満の道路で、片側が川や崖地などの場合は、道路を含めて4mまで後退する必要があります(※1~3)。

4m未満の道路に接した敷地に建築計画がある人は、建築指導課へご相談ください。

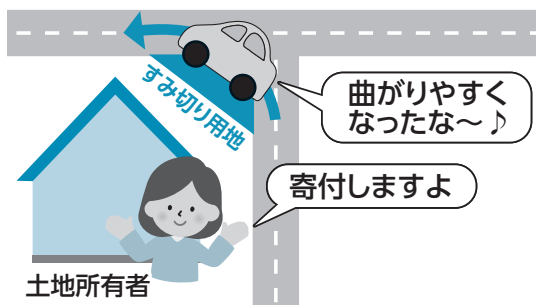


Q 狭い道路沿いに土地を所有しています。道路を広げられるように協力したいです。

報奨金などの特典があります

- 後退用地を寄付していただいた場合
 - ▼測量・分筆に掛かった費用に、助成金を交付します。
 - ▼すみ切り用地を寄付していただいた場合は、報奨金を交付します。(1カ所当たり市街化区域は3万円、市街化調整区域は2万円)ただし、寄付要件がありますので、ご相談ください。
- 後退用地の使用に同意していただいた場合
 - ▼後退用地の固定資産税、都市計画税を免除します。

💡すみ切り用地寄付には報奨金も



※1 都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並び、市が指定した道路(建築基準法第42条第2項道路)に接している敷地の場合。
 ※2 新築・増改築の建物の他、後退に支障となる門・塀・植栽などの障害物も、この後退線まで後退していただけます。
 ※3 後退用地は、建物を建てる時の敷地面積に算入されません。